

平成十三年厚生労働省令第百七十五号

確定拠出年金法施行規則

確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）及び確定拠出年金法施行令（平成十三年政令第二百四十八号）の規定に基づき、並びに同法及び同令を実施するため、確定拠出年金法施行規則を次のように定める。

目次

第一章 企業型年金

第一節 企業型年金の開始（第一条～第八条）

第二節 企業型年金加入者等（第九条～第十一条）

第三節 掛金（第十六条の二～第十七条の二）

第四節 運用（第十八条～第二十一条の二）

第五節 給付（第二十二条～第二十二条の二）

第六節 事業主の行為準則（第二十三条～第二十四条）

第七節 企業型年金の終了（第二十五条）

第八節 雜則（第二十六条～第三十一条の六）

第二章 企業型年金

第一節 企業型年金の開始（第三十二条～第三十八条の二）

第二節 企業型年金加入者等（第三十九条～第五十六条の二）

第三節 掛金（第五十六条の三～第五十八条）

第四節 雜則（第五十九条～第六十二条）

第三章 個人別管理資産の移換（第六十三条～第六十七条）

第四章 雜則（第六十八条～第七十二条）

附則

第一節 企業型年金

（連合会が行う業務）

第一条 確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号。以下「法」という。）第二条第七項第一号の厚生労働省令で定める業務は、次に掲げる業務とする。

一 個人型年金加入者の資格の確認に係る業務
二 個人型年金加入者掛金（中小事業主（法第五十五条第二項第四号の二に規定する中小事業主をいう。以下同じ。）が中小事業主掛金を拠出する場合にあつては個人型年金加入

者掛金及び中小事業主掛金）の限度額の管理に係る業務

（過半数代表者）

第二条 法第三条第一項、第五条第二項（法第六条第二項において準用する場合を含む。）及び第四十六条第一項並びに確定拠出年金法施行令（平成十三年政令第二百四十八号。以下「令」という。）第六条第八号ロに規定する第一号等厚生年金被保険者の過半数を代表する者（以下「過半数代表者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

一 労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第四十一条第二号に規定する監督又は管理の地位にある者でないこと。

二 過半数代表者を選出することを明らかにして実施される投票、举手等の方法による手続により選出された者であつて、事業主の意向に基づき選出されたものでないこと。

三 前項第一号に該当する者がいない厚生年金適用事業所の事業主は、当該事業主に使用される者が過半数代表者であること若しくは過半数代表者にならうとしたこと又は過半数代表者として正当な行為をしたことを理由として不利益な取扱いをしないようにしなければならない。

四 企業型年金を実施しようとする厚生年金適用事業所に使用される第一号等厚生年金被保険者の過半数で組織する労働組合があるときには当該労働組合、当該第一号等厚生年金被保険者の過半数で組織する労働組合がないときには過半数代表者と法第三条第三項第一号に規定する事業主（次項、次条第一項、第十二条の二第一項、第三十九条第一項第五号及び第二項、第六十一条並びに第七十二条を除き、以下「事業主」という。）との協議の経緯を明らかにする書類

五 確定拠出年金運営管理機関の選任の理由についての書類（事業主が運営管理業務の全部を行なう場合を除く。）

六 前各号に掲げるもののほか、承認に当たつて必要な書類

（規約の承認の申請）

第三条 法第三条第四項第一号に掲げる書類は、次に掲げる書類とする。

一 様式第一号により作成した書類

二 企業型年金を実施しようとする厚生年金適用事業所に使用される第一号等厚生年金被保険者（法第九条第二項第二号に該当する者を除く。以下この号、次項第四号、第六条第一項第一号ロ、第七条第一項第二号及び第五号

二 企業型年金を実施しようとする厚生年金適用事業所の事業主が、法第三条第四項の申請をするときは、実施しようとする企業型年金が同条第五項に規定する要件に適合していることを証する書類を添付するものとする。

三 法第三条第五項の厚生労働省令で定める書類は、前条第二項第一号及び第五号に掲げる書類とする。

第五号、当該第一号等厚生年金被保険者の過半数で組織する労働組合がないときは様式第六号により作成した書類

六号により作成した書類

法第三条第四項第六号の厚生労働省令で定める場合は、企業型年金規約に、企業型年金加入者が当該企業型年金規約で定めた日（一定の年齢に達する日以後の日に限る。）にその資格を喪失することを定めている場合であつて、当該者が当該企業型年金規約で定めた日を経過するこにより当該資格を喪失したときとする。

（企業型年金の給付の額の算定方法の基準）

第四条 令第五条第一号の年金として支給されるものの算定方法は、次の各号に掲げる給付の区分に応じ、当該各号に定める基準に適合するものとする。

一 年金たる老齢給付金

イ 給付の額の算定方法は、請求日（給付の支給を請求した日をいう。以下同じ。）における、受給権者が企業型年金規約で定めたところにより定めたものであること。

ロ 給付の額は、請求日の属する月の前月の末日以後の個人別管理資産額（当該企業型年金に係るものに限る。以下この条において同じ。）及び支給予定期間にに基づいて算定されるものであること。

ハ 給付の額（亦及びチの規定により算定される額を除く。）は、請求日の属する月又はへの申出をした日の属する月の前月の末日における個人別管理資産額の二分の一に相当する額を超えず、かつ、二十分の一に相当する額を下回らないものであること（請求日において同一の契約であつて終身年金を支給することを約したものに基づく保険料又は共済掛金の払込みによつて運用の指図を行つてゐるものに係る給付の額を除く。二において同じ。）。

二 支給予定期間は、受給権者が請求日において企業型年金規約で定めたところにより申し出た日の属する月以後の企業型年金規約で定める月（請求日の属する月から起算して三月以内の月に限る。）から起算して

五年以上三十年以下であること。

三 本給付の支給を開始した日の属する月から起算して五年を経過した日以後の日に給付の支給を一時に受けることを申し出ること

ができる旨を企業型年金規約で定めた場合

において、受給権者が当該申出をしたときは、その額は、イ及びロの規定にかかわらず、当該申出をした日の属する月の末日に個人別管理資産額が過少となつたことにより給付の支給を支給予定期間にわたつて受けることが困難となつた場合には、受給権者がその支給を当該支給予定期間にわかつて受けることを申し出ることができる旨を企業型年金規約で定めた場合において、受給権者が当該申出をしたときは、その額の算定方法は、イの規定にかかわらず、一回に限り変更することができるものである。

トへの申出をした場合にあつては、給付の額は、ロの規定にかかわらず、当該申出をした日の属する月の前月の末日以後の個人別管理資産額及び支給予定期間にに基づいて算定されるものであり、かつ、ロの規定に基づき算定した額を当該申出をした日の属する月の翌月以後の給付について変更するものであること。

チ支給予定期間の最後の月の末日において個人別管理資産がある場合にあつては、当該最後の月の末日における個人別管理資産額である。

二 年金たる障害給付金
イ 給付の額の算定方法は、請求日において、受給権者が企業型年金規約で定めるところにより定めたものであり、かつ、企業型年金規約で定めるところにより、一定の期間（五年以上の期間に限る。）ごとに、受給権者の申出により変更（支給予定期間の変更を含む。）することができるものであること。

ロ 給付の額は、請求日の属する月の前月の末日以後の個人別管理資産額及び支給予定期間に基づいて算定されるものであること。

ハ 給付の額（木及びチの規定により算定される額を除く。）は、請求日の属する月又はへの申出をした日の属する月の前月の末日における個人別管理資産額の二分の一に相当する額を超えて、かつ、二十分の一に相当する額を下回らないものであること（請求日において、個人別管理資産につい

て、保険又は共済の契約であつて終身年金を支給することを約したものに基づく保険料又は共済掛金の払込みによって運用の指図を行つてあるものに係る給付の額を除く。ニにおいて同じ。）。

二 支給予定期間は、受給権者が請求日において企業型年金規約で定めるところにより申し出た日の属する月以後の企業型年金規約で定める月（請求日から起算して三月をして三月以内の月に限る。）から起算して五年以上二十年（受給権者がその受給権を取得した日において六十歳未満である場合にあっては、二十年にその受給権を取得した日の属する月の翌月から受給権者が六十年に達する月までの期間を加えた期間）以下であること。

ト 給付の支給を開始した日の属する月から起算して五年を経過した日以後の日に給付の支給を一時に受けることを申し出ることができる旨を企業型年金規約で定めた場合において、受給権者が当該申出をしたときは、その額は、イ及びロの規定にかかわらず、当該申出をした日の属する月の末日における個人別管理資産額が過少となつたことに

ハ 個人別管理資産額が過少となつたことに起算して五年を経過した日以後の日に給付の支給を一時に受けることを申し出ることができる旨を企業型年金規約で定めた場合において、受給権者が当該申出をしたとき

ト 給付の支給を開始した日の属する月から起算して五年を経過した日以後の日に給付の支給を一時に受けることを申し出ることができる旨を企業型年金規約で定めた場合において、受給権者が当該申出をしたときは、その額は、イ及びロの規定にかかわらず、当該申出をした日の属する月の末日における個人別管理資産額が過少となつたことに

ハ 個人別管理資産額が過少となつたことに起算して五年を経過した日以後の日に給付の支給を一時に受けることを申し出ることができる旨を企業型年金規約で定めた場合において、受給権者が当該申出をしたときは、その額は、イ及びロの規定にかかわらず、当該申出をした日の属する月の末日における個人別管理資産額が過少となつたことに

のとし、かつ、その額は、請求日において、受給権者が企業型年金規約で定めるところにより算定したものであること。

二 一時金たる障害給付金 次に掲げる基準に適合していること。
ロ 老齢給付金の一部を一時金とする場合にあつては、その支給の請求は一回に限りのとし、かつ、その額は、請求日において、受給権者が企業型年金規約で定めるところにより算定したものであること。

ト 給付の支給を開始した日の属する月から起算して三月を経過する日までの間に限る。）における個人別管理資産額（障害給付金の一部を一時金とする場合にあつては、当該個人別管理の支給を支給予定期間にわたつて受けることを申し出ることができる旨を企業型年金規約で定めた場合において、受給権者が当該申出をしたときは、その額は、イ及びロの規定の算定方法は、イの規定にかかわらず、変更することができるものであること。

ロ 障害給付金の一部を一時金とする場合にあつては、その支給の請求は一回に限りのとし、かつ、その額は、請求日において、受給権者が企業型年金規約で定めるところにより算定したものであること。

ト 給付の額は、請求日以後の企業型年金規約で定める日（請求日から起算して三月を経過する日までの間に限る。）における個人別管理資産額（障害給付金の一部を一時金とする場合にあつては、当該個人別管理の支給を支給予定期間にわたつて受けることを申し出ることができる旨を企業型年金規約で定めた場合において、受給権者が当該申出をしたときは、その額は、イ及びロの規定の算定方法は、イの規定にかかわらず、変更することができるものであること。

三 死亡一時金 給付の額は、請求日以後の企業型年金規約で定める日（請求日から起算して三月を経過する日までの間に限る。）における個人別管理資産額であること。

（企業型年金加入者掛金の額の変更の例外）
第四条の二 令第六条第四号ハの厚生労働省令で定める場合は、次のとおりとする。

一 各企業型年金加入者に係る事業主掛金の額

が引き上げられることにより、当該事業主掛金の額と当該企業型年金加入者に係る企業型年金加入者掛金の額との合計額が法第二十条に規定する拠出限度額を超えることとなる場合において、当該合計額が当該拠出限度額を超えないよう当該企業型年金加入者掛金の額を変更する場合

二 企業型年金規約で定めた企業型年金加入者掛金の額の決定の方法が変更されることにより、企業型年金加入者が拠出していた企業型年金加入者掛金の額を拠出することができない場合は、次の各号に掲げる給付の区分に応じ、当該各号に定める基準に適合するものとする。

くなる場合において、当該額を当該変更後の決定の方法による額に変更する場合

三 企業型年金加入者掛金の額を零に変更する場合

四 企業型年金加入者掛金の額を零から変更する場合

五 企業型年金加入者がその資格を喪失する場合において、企業型年金加入者掛金の額をそのままする場合にあつては、当該個人別管理の資産額に基づいて算定される額）であること。

四 条款の三 企業型年金規約の内容が、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。）により記録され、当該記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されるようにして備え置かれるとときは、当該記録の備置きをもつて法第四条第四項の企業型年金規約の備置きに代えることができる。この場合において、事業主は、当該記録が滅失し、又は損傷することを防止するため必要な措置を講じなければならない。

第五条 法第五条第一項の厚生労働省令で定める軽微な変更は、次に掲げる事項の変更とする。ただし、第四号及び第九号から第十二号までに掲げる事項の変更については、簡易企業型年金を実施する場合に限る。

一 法第三条第三項第一号に掲げる事項（規約の軽微な変更等）

二 法第三条第三項第二号に掲げる事項

三 法第三条第三項第四号に掲げる事項（事業主から委託を受けた確定拠出年金運営管理機関の名称又は住所の変更に限る。）

四 法第三条第三項第四号に掲げる事項（前号に掲げる事項を除く。）

五 法第三条第三項第五号に掲げる事項

六 法第三条第三項第九号に掲げる事項（支給予定期間及び企業型年金の給付の支払回数を提示している場合における当該支払回数の種類の追加に係る変更に限る。）

七 法第三条第二項第十一号に掲げる事項（企業型年金を実施する事業主が負担する事務費、企業型年金加入者等が負担する事務費の額又は割合の減少に係る変更に限る。）	八 資産管理契約の相手方
九 令第三条第一号に掲げる事項	十 令第三条第二号に掲げる事項
十一 令第三条第三号に掲げる事項	十二 令第三条第四号に掲げる事項
十三 令第三条第五号に掲げる事項	十四 令第三条第七号に掲げる事項
十五 令第三条第八号に掲げる事項（中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第百六十号）第三十二条の三第一項（同条第六項において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による個人別管理資産の移換に関する事項を除く。）	十六 令第三条第九号に掲げる事項
十七 条項の移動等規約に規定する内容の実質的な変更を伴わない事項	十八 法令の改正に伴う変更に係る事項（法第三条第三項第七号及び第七号の二に掲げる事項に係るもの、うち実質的な変更を伴うものを除く。）
十九 前項第二号に掲げる事項（実施事業所又は船舶の増加及び減少に係る場合を除く。）	二十 前項第十四号に掲げる事項
二十一 前項第五号に掲げる事項	二十二 前項第十五号に掲げる事項
二十三 前項第十六号に掲げる事項	二十四 前項第十七号に掲げる事項
二五 前項第十八号に掲げる事項	二六 前項第十九号に掲げる事項
二七 第六条第一項の企業型年金規約の変更（規約の変更の承認の申請）	二八 第六条第一項の企業型年金規約の変更（規約の変更の承認の申請）

二 法第七条第一項の規定による確定拠出年金運営管理機関への委託（同条第二項の規定による再委託を含む。）に関する事項の変更にあつては、当該委託に係る契約書	三 法第八条第一項の規定による資産管理契約に関する事項の変更にあつては、当該契約の契約書
四 法第七条第一項の規定による確定拠出年金運営管理機関への委託（同条第二項の規定による再委託を含む。）に関する事項の変更にあつては、当該委託に係る契約書	五 法第八条第一項の規定による資産管理契約に関する事項の変更にあつては、当該契約の契約書
六 資産管理機関が法第五十四条の規定に基づき確定給付企業年金（確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）第二条第一項に規定する確定給付企業年金をいう。以下同じ。）、退職金共済（中小企業退職金共済法に規定する退職金共済をいう。以下同じ。）又は退職手当制度に係る資産の全部又は一部の移換を受ける場合にあつては、当該資産の移換に係る第一号等厚生年金被保険者の全員が企業型年金加入者となることについての書類	七 資産管理機関が中小企業退職金共済法第三十二条の三第一項の規定に基づき個人別管理資産を独立行政法人労働者退職金共済機構（第三十二条の四において「機構」という。）に移換する場合にあつては、法第五十四条の規定による書類
八 確定拠出年金運営管理機関を変更する場合にあつては、変更後の確定拠出年金運営管理	九 その他の書類

一 様式第三号により作成した書類	二 実施事業所に使用される第一号等厚生年金被保険者の過半数で組織する労働組合があるときは様式第五号、当該第一号等厚生年金被保険者の過半数で組織する労働組合がないときは様式第六号により作成した書類
三 事業主が厚生年金適用事業所の事業主に該当することを明らかにする書類	四 実施事業所又は船舶の増加に係る場合は、当該増加する適用事業所に該当することを明らかにする書類
五 事業主又は実施事業所若しくは船舶の増加に係る場合は、第一号等厚生年金被保険者の過半数で組織する労働組合があるときは当該	六 に規定する合併等を実施したことを証する書類

一 法第五条第二項の同意を得たことについての次に掲げる書類（同条第三項ただし書の場合にあつては、同項の変更に係る実施事業所についての書類に限る。）	二 運営管理業務の全部を行う場合を除く。前各号に掲げるもののほか、承認に当たつて必要な書類
三 事業主が厚生年金適用事業所の事業主に該当することを明らかにする書類	四 事業主が事業主掛金（企業型年金加入者が企業型年金加入者掛金を拠出する場合にあつては、事業主掛金及び企業型年金加入者掛
五 事業主又は実施事業所若しくは船舶の増加に係る場合は、第一号等厚生年金被保険者の過半数で組織する労働組合があるときは当該	六 に規定する合併等を実施したことを証する書類

金)を信託金として払い込むものであること。

五 当該契約に係る信託財産は、法第八十四条第二項の規定により返還する場合を除き、事業主に返還しないものであること。

六 当該契約に係る信託が終了し、又は信託会社等の任務が終了したときは、信託会社等が、当該契約に係る信託財産について清算し、財産目録、貸借対照表及び損益計算書を作成し、速やかに、事業主及び当該企業型年金の企業型記録関連運営管理機関に報告するものであること。

七 当該契約に係る信託が終了したときは、当該契約に係る信託が終了したときは、当該契約に係る信託財産を法第八条第四項の規定により事業主が定めた資産管理機関に移換するものであること。

八 当該契約が解除されたときは、当該契約に係る払込保険料等資産を法第八条第四項の規定により事業主が定めた資産管理機関に移換するものであること。

九 第二節 企業型年金加入者等

(同時に二以上の企業型年金の企業型年金加入者となる資格を有する場合の通知)

第十条 事業主は、企業型年金加入者が法第十三条第一項の規定により当該事業主が実施する企業型年金を選択したときは、当該企業型年金加入者を使用する自己以外の事業主に、速やかに、その旨を通知しなければならない。

(加入者情報等の通知)

第十二条 事業主は、企業型年金規約の承認を受けたときは、速やかに、次に掲げる事項を、企業型記録関連運営管理機関に通知するものとする。

一 企業型年金加入者の氏名、性別、住所、生年月日、国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)第十四条に規定する基礎年金番号(以下単に「基礎年金番号」という)、実施事業所に使用された年月日及び企業型年金加入者の資格を取得した年月日

二 実施事業所において確定給付企業年金を実施しているときは、その制度の内容及び実施事業所は、企業型年金加入者の氏名又は住所を変更したときには、その制度の内容及び実施事業所において確定給付企業年金を実施した年月日を企業型記録関連運営管理機関に通知するものとする。

三 各企業型年金加入者が次に掲げる者に該当するときは、その旨及びその資格を取得した年月日

四 事業主が事業主掛金(企業型年金加入者が企業型年金加入者掛金を拠出する場合にあっては、事業主掛金及び企業型年金加入者掛金)を保険料又は共済掛金として払い込むものであること。

五 当該契約に係る払込保険料等資産は、法第八十四条第二項の規定により返還する場合を除き、事業主に返還しないものであること。

六 当該契約に基づく配当金若しくは分配金又は割戻金、返戻金その他の金銭は、当該企業

型年金の企業型年金加入者又は企業型年金加入者であつた者の個人別管理資産に充てられるものであること。

七 契約の解除は、将来に向かつてのみその効力を生ずるものであること。

八 当該契約が解除されたときは、当該契約に係る払込保険料等資産を法第八条第四項の規定により事業主が定めた資産管理機関に移換するものであること。

九 第二節 企業型年金加入者等

(同時に二以上の企業型年金の企業型年金加入者となる資格を有する場合の通知)

第十条 事業主は、企業型年金加入者が法第十三条第一項の規定により当該事業主が実施する企業型年金を選択したときは、当該企業型年金加入者を使用する自己以外の事業主に、速やかに、その旨を通知しなければならない。

(加入者情報等の通知)

第十二条 事業主は、企業型年金規約の承認を受けたときは、速やかに、次に掲げる事項を、企業型記録関連運営管理機関に通知するものとする。

一 企業型年金加入者の氏名、性別、住所、生年月日、国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)第十四条に規定する基礎年金番号(以下単に「基礎年金番号」という)、実施事業所に使用された年月日及び企業型年金加入者の資格を取得した年月日

二 実施事業所において確定給付企業年金を実施しているときは、その制度の内容及び実施事業所は、企業型年金加入者の氏名又は住所を変更したときには、その制度の内容及び実施事業所において確定給付企業年金を実施した年月日を企業型記録関連運営管理機関に通知するものとする。

三 各企業型年金加入者が次に掲げる者に該当するときは、その旨及びその資格を取得した年月日

四 事業主が事業主掛金(企業型年金加入者が企業型年金加入者掛金を拠出する場合にあっては、事業主掛金及び企業型年金加入者掛金)を保険料又は共済掛金として払い込むものであること。

五 当該契約に係る払込保険料等資産は、法第八十四条第二項の規定により返還する場合を除き、事業主に返還しないものであること。

六 当該契約に基づく配当金若しくは分配金又は割戻金、返戻金その他の金銭は、当該企業

第一項第一号に規定する退職金共済契約をいう。以下同じ。)の被共済者へ社会福祉施設職員等退職手当共済法(昭和三十六年法律第百五十五号)第二条第十項に規定する被共済職員(以下「退職手当共済契約の被共済職員」という)。

ト 所得税法施行令第七十二条第三項第八号の外国の法令に基づく保険又は共済に関する制度に係る被保険者又は被共済者(以下「外国保険被保険者等」という)。

チ 実施事業所における退職手当制度が適用される者

四 企業型年金規約において、令第十二条の二第一項第一号又は第二号に掲げる事項を定めているときは、その旨

チ 実施事業所における退職手当制度が適用される者

五 事業主は、前項各号に掲げる事項を通知するときは、企業型年金規約を添付しなければならない。

(事業主が行う企業型記録関連運営管理機関への通知)

第十三条 事業主は、実施事業所において新たに確定給付企業年金を実施することとなつたときは、当該確定給付企業年金に係る厚生労働大臣の認可を受けた日から五日以内に、その旨及び確定給付企業年金を実施した年月日を企業型記録関連運営管理機関に通知するものとする。

事業主は、企業型年金加入者の氏名又は住所に変更があつたときは、当該事実があつた日から五日以内に、変更後の氏名又は住所及び氏名又は住所を変更した年月日を企業型記録関連運営管理機関に通知するものとする。

事業主は、企業型年金加入者が新たに前条第一項第三号イからハまでに掲げる者に該当することとなつたときは、該当することとなつた日から五日以内に、その資格の種別及び資格を取得した年月日を企業型記録関連運営管理機関に通知するものとする。

一 企業型年金運用指団者となつた者の氏名、性別、住所及び生年月日

二 企業型年金運用指団者の資格を取得した年月日

三 企業型年金運用指団者となつた事由

一 事業主は、企業型年金加入者等又は企業型年金加入者等であった者(企業型年金に個人別管理資産がある者に限る。)のうち、四十一歳以上もの(第二号及び第十五条第一項第十三号において「特定企業型年金加入者等」という)に対し退職手当等(所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第三十条第一項に規定する退職手当等をいい、同法第三十一条において退職手当等とみなす一時金を含む。以下同じ。)の支払が行われたときは、速やかに、次に掲げる事項を企業型記録関連運営管理機関に通知するものとする。

事業主は、その使用者が新たに企業型年金加入者の資格を取得したときは、その資格を取得した日から五日以内に、前条第一項第一号及び第三号に掲げる事項を企業型記録関連運営管理機関に通知するものとする。

一 退職手当等の種類

二 特定企業型年金加入者等が退職手当等の支払を受けた年月日

七 次に掲げる期間の月数	
イ 企業型年金加入者期間	本 イからニまでに掲げる期間以外の期間
ロ 企業型年金運用指図者期間	八 企業型年金加入者等が受給権者となつたとき又は企業型年金加入者等の遺族に死亡一時金が支給されたときは、給付（脱退一時金を含む。）の内容、支給の方法及び支給の実績（支給された年金又は一時金に係る徵収税額を含む。）
ハ 個人型年金運用指図者期間	九 法第四十一条第一項ただし書の規定により企業型年金加入者等が死亡一時金を受ける者を指定したときは、その指定した者の氏名、性別、住所、生年月日及び企業型年金加入者等との関係
二 個人型年金加入者期間	十 企業型年金加入者等が個人別管理資産から負担した事務費その他の費用の内容及びそれを負担した年月日
三 企業型年金加入者等が個人別管理資産から貯蓄した年金の額	十一 法第五十四条の規定により確定給付企業年金、退職金共済若しくは退職手当制度からその資産の全部若しくは一部の移換が行われたことがあるときは又は法第五十四条の二の規定により確定給付企業年金若しくは企業年金連合会（確定給付企業年金法第九十一条の二第一項の企業年金連合会をいう。以下同じ。）から脱退一時金相当額等（法第五十四条の二第一項に規定する脱退一時金相当額等をいいう。以下同じ。）の移換が行われたことがあるときは、その制度の種別、その資産又は脱退一時金相当額等の移換を行った年月日、脱退一時金相当額等の移換額、通算加入者等期間に算入された期間並びに当該算入された期間の開始年月及び終了年月その他移換に関する事項
四 企業型年金加入者期間	十二 法第五十四条の四第二項若しくは第五十四条の五第二項又は中小企業退職金共済法第三十三条の三第一項の規定により確定給付企業年金、企業年金連合会又は退職金共済に個人別管理資産の移換を行ったことがあるときは、その制度の種別、個人別管理資産の移換を行った年月日、移換した個人別管理資産額その他移換に関する事項

十三 特定企業型年金加入者等又は企業型年金加入者等であつた者が、第十条第一項第三号に掲げる者及び小規模企業共済契約者の資格を有したことがあるときは、その資格の種別並びに資格の取得及び喪失の年月日

十四 第二十二条の二第六項の規定により提供された記録の内容

十五 第六十九条の二第四項の規定により提供された記録の内容

十六 第七十条第四項の規定により提供された記録の内容

十七 企業型記録関連運営管理機関等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、少なくとも、当該各号に定める日まで、各企業型年金加入者等に係る企業型年金加入者等に関する原簿（以下の条において「企業型年金加入者等原簿」といいう。）を保存するものとする。ただし、前項第五号に掲げる事項についてはこの限りでない。

一 企業型年金加入者等がその個人別管理資産を他の企業型年金に係る資産管理機関又は連合会に移換した場合 移換先のその者に係る記録関連業務を行う確定拠出年金運営管理機関等に前項各号に掲げる事項を記録した書類等を引き渡した日から起算して十年を経過した日

二 企業型記録関連運営管理機関等が他の確定拠出年金運営管理機関等に記録関連業務を承継した場合 承継した確定拠出年金運営管理機関等に前項各号に掲げる事項を記録した書類等を引き渡した日

三 前二号に掲げる場合以外の場合 企業型年金加入者等に係る法第二十九条の給付を受けられる権利が消滅した日から起算して十年（老齢年金給付金の裁定に関する事項にあっては、十五年）を経過した日

企業型記録関連運営管理機関等は、企業型年金加入者等原簿に記録された事項のうち第一項第五号に掲げる事項については、少なくとも

同号の運用の指図を行つた日（運用の指図の変更を行つたときは、その変更を行つた日。）から起算して十年を経過した日と前項各号に掲げられる場合の区分に応じて当該各号に定める日のいずれか早い日まで保存するものとする。

4 前項の規定は、企業型年金加入者等原簿に記録された事項のうち第一項第五号の二に掲げる事項の保存について準用する。この場合において、前項中「行つた日（運用の指図の変更を行つたときは、その変更を行つた日。）」とあるのは、「行つたものとみなされた日」と読み替えるものとする。

5 企業型記録関連運営管理機関等は、企業型年金加入者等原簿については、企業型年金加入者等の保護上支障がないと認められるときは、電磁的方法又はマイクロフィルムによつて保存及び引渡しを行ふことができるものとする。

6 企業型年金加入者等原簿の内容が、電磁的方法により記録され、当該記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにして備え置かれるときは、当該記録の備置きをもつて法第十八条第一項の書類の備置きに代えることができる。この場合において、企業型記録関連運営管理機関等は、当該記録が滅失し、又は損傷することを防止するため必要な措置を講じなければならぬ。（記録のみ有する者に係る記録の管理）

又は第三条第二項の規定による脱退一時金の支給により個人別管理資産がなくなつた場合を除く。以下この条において「記録のみ有する者」という。) が甲企業型年金の企業型年金加入者の資格を取得した場合における当該記録のみ有する者に係る通算加入者等期間に関する記録は、当該記録のみ有する者が、甲企業型年金の企業型記録関連運営管理機関等に対し、当該記録の管理を申し出ることにより行うものとする。

一 乙企業型年金の企業型年金加入者等であつた者

二 個人型年金の個人型年金加入者等であつた者

三 法第八十三条第一項の規定により個人別管理資産が移換された者(個人型年金加入者及び個人型年金運用指団者を除く。以下「連合会移換者」という。)

甲企業型年金の企業型記録関連運営管理機関等は、前項の規定により同項各号に掲げる者に係る前条第一項各号又は第五十六条第一項各号に掲げる事項の記録が甲企業型年金の企業型記録関連運営管理機関等で管理されることとなつたときは、その旨を当該記録のみ有する者に通知しなければならない。

3 第一項各号に掲げる者が同項の規定により記録の管理を申し出る場合には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した届出書を甲企業型年金の企業型記録関連運営管理機関等に提出するものとする。

一 第一項第一号に掲げる者が同項の申出を行う場合 乙企業型年金を実施する事業主及び乙企業型年金の企業型記録関連運営管理機関等の名称及び住所

二 第一項第二号に掲げる者が同項の申出を行う場合 個人型年金の個人型記録関連運営管理機関の名称及び住所(当該個人型記録関連運営管理機関がないときは、その旨)

三 第一項第三号に掲げる者が同項の申出を行う場合 連合会移換者である旨

第一項に規定する場合においては、乙企業型年金の企業型記録関連運営管理機関等、個人型年金の個人型記録関連運営管理機関又は個人型特定運営管理機関(連合会が運営管理業務を委託した確定拠出年金運営管理機関であつて、令第四十六条第一項の規定により個人別管理資産が連合会に移換された者の氏名、住所等の記録

及びその保存その他の業務を行う者として連合会が指定したものをいう。(以下同じ。)は、甲企業型年金の企業型記録関連運営管理機関等の指示があつたときは、速やかに、当該資格を取得した者の前条第一項各号又は第五十六条第一項各号に掲げる事項を甲企業型年金の企業型記録関連運営管理機関等に通知するものとする。
企業型年金を実施する事業主は、第一項の記録の管理に関する事項について、その実施する企業型年金の企業型年金加入者に説明しなければならない。
企業型年金の企業型記録関連運営管理機関連等、連合会並びに個人型年金の個人型記録関連運営管理機関及び個人型特定運営管理機関は、
第四項の規定による通知を行うため必要な行為を行うときは、法令に別段の定めがある場合を除き、速やかに、その行為を行うものとする。
第十六条 事業主は、その使用する者が企業型年金加入者の資格を取得したときは、速やかに、次に掲げる事項を当該企業型年金加入者に通知しなければならない。
一 企業型年金規約の内容
二 企業型年金加入者の資格を取得した年月日
三 当該企業型年金加入者に係る記録関連業務を行なう確定拠出年金運営管理機関等の名称及びその連絡先
四 当該企業型年金加入者に係る運用関連業務を行なう確定拠出年金運営管理機関等の名称及びその連絡先
五 納付期限日を延長できる場合等)
第十六条の二 令第十二条の三第一項の厚生労働省令で定める場合は、事業主掛金を納付期限日（令第六条第五号に規定する納付期限日をいう。次項及び次条第一項において同じ。）までに納付しないことについて災害その他やむを得ない理由があると認められる場合として厚生労働大臣が定める場合とする。
2 令第十二条の三第一項に規定する厚生労働省令で定める基準は、同項の規定により延長される納付期限日について、前項の理由のやんだ日

から二月以内において厚生労働大臣が定める日までの日であることとする。
3 令第十二条の三第二項において同じ。までに納付する場合は、企業型年金加入者掛金を納付期限日（令第六条第六号に規定する納付期限日をいう。次項及び次条第二項において同じ。）までに納付しないことについて災害その他やむを得ない理由があると認められる場合として厚生労働大臣が定める場合とする。
4 令第十二条の三第二項に規定する厚生労働省令で定める基準は、同項の規定により延長される納付期限日について、前項の理由のやんだ日から二月以内において厚生労働大臣が定める日までの日であることとする。
第十六条の三 事業主は、令第十二条の三第一項の規定により事業主掛金の納付期限日を延長したときは、遅滞なく、文書でその内容及び理由を当該事業主掛金の拠出の対象となる者に通知しなければならない。
2 事業主は、令第十二条の三第二項の規定により企業型年金加入者掛金の納付期限日を延長したときは、遅滞なく、文書でその内容及び理由を当該企業型年金加入者掛金を拠出する企業型年金加入者に通知しなければならない。
第十七条 法令第二十一条第二項の事業主掛金の額の企業型記録関連運営管理機関への通知は、事業主が事業主掛金を資産管理機関に納付する日までに行なうものとする。
（企業型年金加入者掛金の額の通知）
2 事業主は、企業型年金運用指図者となつた者に通知しなければならない。
3 令第十五条第一項の表の三の項の運用の方

から二月以内において厚生労働大臣が定める日までの日であることとする。
3 令第十五条第一項の表の二の項の運用の方
付しないことについて災害その他やむを得ない理由があると認められる場合として厚生労働大臣が定める場合とする。
4 令第十五条第一項の表の二の項の運用の方
付しないことについて災害その他やむを得ない理由があると認められる場合として厚生労働大臣が定める場合とする。
5 令第十五条第一項の記録の管理の実施する企業型年金の企業型記録関連運営管理機関等に通知するものとする。
6 令第十五条第一項の記録の管理の実施する企業型年金の企業型記録関連運営管理機関等に通知するものとする。

から二月以内において厚生労働大臣が定める日までの日であることとする。
3 令第十五条第一項の表の二の項の運用の方
付しないことについて災害その他やむを得ない理由があると認められる場合として厚生労働大臣が定める場合とする。
4 令第十五条第一項の表の二の項の運用の方
付しないことについて災害その他やむを得ない理由があると認められる場合として厚生労働大臣が定める場合とする。
5 令第十五条第一項の記録の管理の実施する企業型年金の企業型記録関連運営管理機関等に通知するものとする。
6 令第十五条第一項の記録の管理の実施する企業型年金の企業型記録関連運営管理機関等に通知するものとする。

加入者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法とする。

第五節 給付

(給付に関する通知) 企業型記録関連運営管理機関等は、法第二十九条第一項の規定による給付の裁定その他の他給付に関する処分をしたときは、速やかに、文書でその内容を請求者又は受給権者に通知しなければならない。

(老齢給付金の裁定の請求等)

第二十二条の二 法第三十三条第一項の規定による老齢給付金の支給の請求は、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を企業型記録関連運営管理機関等に提出することによって行うものとする。

一 氏名、性別、生年月日及び基礎年金番号
二 前号に掲げるもののほか、企業型年金規約で定める事項

前項の請求書には、戸籍の謄本若しくは抄本又は生年月日にに関する市町村長（特別区の区長又は生年月日にに関する市町村長（特別区の区長又は生年月日にに関する市町村長（特別区の区長法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあっては、区長又は総合区長。以下同じ。）の証明書その他の生年月日を証する書類を添付しなければならない。

法第三十三条第一項の規定による老齢給付金の支給を受けた企業型記録関連運営管理機関等は、他の企業型記録関連運営管理機関等に対し、当該事項の提供を行なうものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあっては、区長又は総合区長。以下同じ。）の証明書その他の生年月日を証する書類を添付しなければならない。

前項の請求書には、戸籍の謄本若しくは抄本又は生年月日にに関する市町村長（特別区の区長法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあっては、区長又は総合区長。以下同じ。）の証明書その他の生年月日を証する書類を添付しなければならない。

前項の規定により、同項に規定する事項の提供に対し、当該請求を行つた者に係る企業型年金加入者の資格の有無に関する事項の提供を求めることができる。

前項の規定により、同項に規定する事項の提供に対し、当該請求を行つた者に係る企業型年金加入者の資格の有無に関する事項の提供を求めることができる。

前項の規定により、同項に規定する事項の提供に対し、当該請求を行つた者に係る企業型年金加入者の資格の有無に関する事項の提供を求めることができる。

6

前項の規定により記録の提供を求められた当該企業型記録関連運営管理機関等以外の記録関連運営管理機関等又は連合会は、当該記録の提供を求める企業型記録関連運営管理機関等に対する記録の提供を求めるものとし、求められた記録を提供するものとする。

（通算加入者等期間を有しない場合における老

厚生労働省令で定める日は、企業型年金加入者となつた日（二以上あるときは、当該日（企業型年金の個人別管理資産に係る脱退一時金の支

当該各号に掲げる事項を内容とする当該老齢給付金の裁定に必要な記録の提供を求めるものとする。

一 当該請求者に係る記録関連業務を行う企業型記録関連運営管理機関等 当該請求者の氏名並びに当該者に係る第十五条第一項第一号、第二号、第三号（法第四章の規定により個人別管理資産の移換が行われた他の企業型年金又は個人型年金の資格の取得及び喪失の年月日に係る部分に限る）、第七号、第八号

（法附則第二条の二及び第三条の規定による脱退一時金を支給した年月日に係る部分に限る）及び第十一号（資産又は脱退一時金相

当額等の移換が行われた年月日、通算加入者等期間に算入された期間並びに当該算入され

た期間の開始年月及び終了年月に係る部分に限る。）に掲げる事項その他当該老齢給付金の裁定に必要な記録に関する事項

二 当該請求者に係る記録関連業務を行う個人型記録関連運営管理機関又は連合会 当該請求者の氏名並びに当該者に係る第五十六条第一項第一号、第二号、第三号（法第四章の規定により個人別管理資産の移換が行われた他の企業型年金又は個人型年金の資格の取得及び喪失の年月日に係る部分に限る）、第七号、第八号（法附則第二条の二及び第三条の規定による脱退一時金を支給した年月日に係る部分に限る）及び第十一号（資産、脱退

一 自己又は企業型年金加入者等以外の第三者の利益を図る目的をもつて、運用関連業務を委託した確定拠出年金運営管理機関に、特定の運用の方法を企業型年金加入者等に対し提示させること。

二 運用関連業務を委託した確定拠出年金運営管理機関に、企業型年金加入者等に対して、提示した運用の方法のうち特定のものについて指図を行うこと又は行わないことを勧めさせること。

三 企業型年金加入者等に、特定の運用の方法について指図を行うこと又は行わないことを勧めさせること。

四 企業型年金加入者等の個人に関する情報を適正に管理するために必要な措置を講じてい

ること。

第二十三条 法第四十三条第三項第二号の厚生労働省令で定める行為は、次のとおりとする。
一 自己又は企業型年金加入者等以外の第三者の利益を図る目的をもつて、運用関連業務を委託した確定拠出年金運営管理機関に、特定の運用の方法を企業型年金加入者等に対し提示させること。

（事業主のその他の行為準則）

給を受けたとき、当該資産を移換したとき、そ他の当該日を同項ただし書の厚生労働省令で定める日とすることが適当でないと厚生労働大臣が認める場合には、当該場合に係る日を除く。）のうち、最も早い日。以下この条において同じ。）とする。ただし、企業型年金加入者となつた日が、企業型年金加入者であつた者が六十歳に到達した日前である場合にあつては、当該者が六十歳に到達した日とする。

第六節 事業主の行為準則

（事業主のその他の行為準則）

一 他の当該日を同項ただし書の厚生労働省令で定める日とすることが適当でないと厚生労働大臣が認める場合には、当該場合に係る日を除く。）のうち、最も早い日。以下この条において同じ。）とする。ただし、企業型年金加入者となつた日が、企業型年金加入者であつた者が六十歳に到達した日前である場合にあつては、当該者が六十歳に到達した日とする。

一 企業型年金加入者等に対し、提示した運用の方法に関する事項であつて運用の指図を行なう際にその判断に影響を及ぼすこととなる重要なものにつき、故意に事実を告げず、若しくは不実のこと又は誤解させるおそれのあることを告げ、又は表示すること（前二号に掲げる行為に該当するものを除く。）。

二 企業型年金加入者等の個人に関する情報を適正に管理するために必要な措置を講じてい

ること。

三 企業型年金加入者等に対し、提示した運用の方法に関する事項であつて運用の指図を行なう際にその判断に影響を及ぼすこととなる重要なものにつき、故意に事実を告げず、若しくは不実のこと又は誤解させるおそれのあることを告げ、又は表示すること（前二号に掲げる行為に該当するものを除く。）。

四 企業型年金加入者等の個人に関する情報を適正に管理するために必要な措置を講じてい

ること。

五 企業型年金加入者等が自己に係る運営管理業務を行うものとして確定拠出年金運営管理機関等を選択できる場合において、企業型年金加入者等に、特定の確定拠出年金運営管理機関等を選択することを勧めること。

六 企業型年金加入者等が自己に係る運営管理業務を行うものとして事業主と確定拠出年金運営管理機関の中から選択できる場合において、事業主が行う運営管理業務に関する事項であつて、当該企業型年金加入者等の判断に影響を及ぼすこととなるものにつき、故意に事実を告げず、又は不実のことを告げるこ

と。

七 企業型年金加入者等の個人に関する情報を適正に管理するために必要な措置を講じてい

ること。

（運用関連業務を行う事業主のその他の行為準則）

一 企業型年金加入者等の個人に関する情報を適正に管理するために必要な措置を講じてい

ること。

（運用関連業務を行う事業主のその他の行為準則）

一 企業型年金加入者等に対し、提示した運用の方法に関する事項であつて運用の指図を行なう際にその判断に影響を及ぼすこととなる重要なものにつき、故意に事実を告げず、若しくは不実のこと又は誤解させるおそれのあることを告げ、又は表示すること。

二 企業型年金加入者等に対し、提示したいずれかの運用の方法につき他の運用の方法と比較した事項であつて不実のこと又は誤解させること。

三 企業型年金加入者等に対し、提示した運用の方法に関する事項であつて運用の指図を行なう際にその判断に影響を及ぼすこととなる重要なものにつき、故意に事実を告げず、若しくは不実のこと又は誤解させるおそれのあることを告げ、又は表示すること。

四 企業型年金加入者等の個人に関する情報を適正に管理するために必要な措置を講じてい

ること。

五 企業型年金加入者等に対し、提示した運用の方法に関する事項であつて運用の指図を行なう際にその判断に影響を及ぼすこととなる重要なものにつき、故意に事実を告げず、若しくは不実のこと又は誤解させるおそれのあることを告げ、又は表示すること。

六 企業型年金加入者等の個人に関する情報を適正に管理するために必要な措置を講じてい

ること。

七 企業型年金加入者等の個人に関する情報を適正に管理するために必要な措置を講じてい

ること。

八 企業型年金加入者等の個人に関する情報を適正に管理するために必要な措置を講じてい

ること。

九 企業型年金加入者等の個人に関する情報を適正に管理するために必要な措置を講じてい

ること。

十 企業型年金加入者等の個人に関する情報を適正に管理するために必要な措置を講じてい

ること。

（運用関連業務に関する帳簿書類の作成及び保

存）

一 法第十八条第二項の規定により閲覧の請求又は照会に文書により回答した書面

又は法第四十九条の帳簿書類は、次に掲げる書面を含むものとする。

二 法第二十五条第三項の規定により資産管理機関に通知した運用の指図の内容を記録した書面

一 企業型年金加入者等に対し、提示した運用の方法に関する事項であつて運用の指図を行なう際にその判断に影響を及ぼすこととなる重要なものにつき、故意に事実を告げず、若しくは不実のこと又は誤解させるおそれのあることを告げ、又は表示すること。

二 企業型年金加入者等に対し、提示したいずれかの運用の方法につき他の運用の方法と比較した事項であつて不実のこと又は誤解させること。

三 企業型年金加入者等に対し、提示した運用の方法に関する事項であつて運用の指図を行なう際にその判断に影響を及ぼすこととなる重要なものにつき、故意に事実を告げず、若しくは不実のこと又は誤解させるおそれのあることを告げ、又は表示すること。

四 企業型年金加入者等の個人に関する情報を適正に管理するために必要な措置を講じてい

ること。

五 企業型年金加入者等の個人に関する情報を適正に管理するために必要な措置を講じてい

ること。

六 企業型年金加入者等の個人に関する情報を適正に管理するために必要な措置を講じてい

ること。

七 企業型年金加入者等の個人に関する情報を適正に管理するために必要な措置を講じてい

ること。

八 企業型年金加入者等の個人に関する情報を適正に管理するために必要な措置を講じてい

ること。

九 企業型年金加入者等の個人に関する情報を適正に管理するために必要な措置を講じてい

ること。

十 企業型年金加入者等の個人に関する情報を適正に管理するために必要な措置を講じてい

ること。

（運用関連業務に関する帳簿書類の作成及び保

存）

一 法第十八条第二項の規定により閲覧の請求又は照会に文書により回答した書面

又は法第四十九条の帳簿書類は、次に掲げる書面を含むものとする。

五 前各号に掲げるもののほか、承認に当たつて必要な書類

(個人型年金の給付の額の算定方法の基準)

第三十三条 第四条の規定は、個人型年金に係る年金又は一時金として支給されるものの算定方法について準用する。この場合において、同条中「企業型年金規約」とあるのは「個人型年金規約」と、「当該企業型年金」とあるのは「当該個人型年金」と読み替えるものとする。

(自動公衆送信による公告の方法)

第三十三条の二 令第三十条の規定による自動公衆送信による公告は、連合会のウェブサイトへの掲載により行うものとする。

(規約の軽微な変更)

第三十四条 法第五十七条第一項の厚生労働省令で定める軽微な変更は、次に掲げる事項の変更とする。

一 法第五十五条第二項第一号又は第二号に掲げる事項(連合会の名称を除く。)

二 令第二十七条第三号、第六号、第九号又は第十号に掲げる事項(同条第三号の事務の委託を受けた者の行う業務及び当該事務の委託に係る契約に関する事項を除く。)

(規約の変更の承認の申請)

第三十五条 法第五十七条第一項の個人型年金規約の変更の承認の申請は、変更の内容及び理由を記載した申請書に、次に掲げる書類を添付して、厚生労働大臣に提出することによって行うものとする。

一 個人型年金規約策定委員会の会議録

二 法第六十条第一項の規定による確定拠出年金運営機関への委託に係る契約(同条第三項の規定による再委託に係る契約を含む。)

三 法第六十一条第一項第三号又は第四号に掲げる事務の委託に係る契約に関する事項の変更にあっては、当該契約に関する書類

四 前三号に掲げるもののほか、承認に当たつて必要な書類

五 連合会は、法第五十七条第一項の承認を受けたときは、速やかに、その内容を個人型年金加入者等に周知するよう努めるものとする。

(規約の変更の届出)

第三十六条 法第五十八条第一項の個人型年金規約の変更の届出は、変更の内容を記載した届出書に、個人型年金規約策定委員会の会議録を添付して必要となる書類

2 連合会は、法第五十七条第一項の承認を受けたときは、速やかに、その内容を個人型年金加入者等に周知するよう努めるものとする。

付して、厚生労働大臣に提出することによって行うものとする。

(連合会の事務の委託)

第三十七条 法第六十一条第一項第五号の厚生労働省令で定める事務は、次に掲げる事務とする。

一 個人型年金加入者掛金及び中小事業主掛金の収納又は還付に関する事務

二 個人型記録関連運営管理機関からの運用の指図に基づき、各運用の方法に係る契約の相手方である金融機関との間で締結する各運用の方法に係る契約に関する事務

三 給付(脱退一時金を含む。)の支給に関する事務

四 資産管理機関、確定給付企業年金法第三十条第三項に規定する資産管理運用機関等又は企業年金連合会との間の個人別管理資産の移換に関する事務

五 法第七十三条において準用する法第二十二条の措置に関する事務

六 この省令又は個人型年金規約の規定による届出の受理に関する事務(確定拠出年金運営管理機関に委託する場合にあっては、第四十条第一項の規定による届出の受理に関する事務を除く。)

七 脱退一時金相当額等又は残余財産の移換に係る書面又は電磁的記録の受理に関する事務

八 法第六十二条第一項第二号に掲げる者には、次に掲げる書類を前項の申出書に添付しなければならない。

九 法第六十二条第一項第二号に掲げる者は、次に掲げる書類を前項の申出書に添付しなければならない。

一〇 法第六十二条第一項第二号に掲げる者は、次に掲げる書類を前項の申出書に添付しなければならない。

一一 法第六十二条第一項第二号に掲げる者は、次に掲げる書類を前項の申出書に添付しなければならない。

一二 法第六十二条第一項第二号に掲げる者は、次に掲げる書類を前項の申出書に添付しなければならない。

一二 令第三十五条第一号に規定する個人型掛金拠出単位期間(同号口に掲げる方法により個人型年金加入者掛金を拠出する場合にあっては、令第三十六条の二第三項に規定する拠出区分期間。以下第五十六条の七まで、第六十九条の二第三項第二号及び第七十条第三項第二号において「拠出期間」という。)の個人型年金加入者掛金の額

一三 個人型年金加入者等であったことがある者であつて、最後に個人型年金加入者等の資格を喪失した後に氏名を変更したものにあつては、変更前の氏名

一四 法第六十二条第一項第一号に掲げる者について、次に掲げる事項

一五 イ 国民年金基金の加入員にあつては、国民年金基金の名称、加入員番号及び毎月の掛け金の額

一六 ロ 国民年金法第八十七条の二第一項の保険料(以下「付加保険料」という。)を納付する者として日本年金機構(以下「機構」という。)に申し出した場合にあつては、そ

一七 二 各個人型年金加入者に係る企業型年金の事務主掛金の額又は当該中小事業主掛金の額と当該個人型年金加入者に係る個人型年金加入者掛金の額との合計額が法第六十九条に規定する拠出限度額を超えることとなる場合において、当該合計額が該拠出限度額を超えないよう当該個人型年金加入者掛金の額を引き下げる場合

一八 上げる場合

三 災害その他の理由により中小事業主掛金の額が零に変更された場合

四 前号の理由がやんだことにより中小事業主掛金の額が零から変更された場合

第三十八条の二 令第二十九条第四号ハの厚生労働省令で定める場合は、次のとおりとする。

一 災害その他の理由により中小事業主掛金の額を零に変更する場合

二 前号の理由がやんだことにより中小事業主掛金の額を零から変更する場合

第二節 個人型年金加入者等

(個人型年金加入者の申出)

第三十九条 法第六十二条第一項の規定による申出(個人型年金運用指図者以外の者が行うものと有限る。)は、次に掲げる事項を記載した申出書を連合会に提出することによって行うものとす。

一 氏名、性別、住所、生年月日及び基礎年金番号

二 令第三十五条第一号に規定する個人型掛金の額又は個人型年金運用指図者以外の者が行うものと有限る。)は、次に掲げる事項を記載した申出書を連合会に提出することによって行うものとす。

三 令第三十五条第一号に規定する個人型掛金の額又は個人型年金運用指図者以外の者が行うものと有限る。)は、次に掲げる事項を記載した申出書を連合会に提出することによって行うものとす。

四 令第三十五条第一号に規定する個人型掛金の額又は個人型年金運用指図者以外の者が行うものと有限る。)は、次に掲げる事項を記載した申出書を連合会に提出することによって行うものとす。

五 令第三十五条第一号に規定する個人型掛金の額又は個人型年金運用指図者以外の者が行うものと有限る。)は、次に掲げる事項を記載した申出書を連合会に提出することによって行うものとす。

六 令第三十五条第一号に規定する個人型掛金の額又は個人型年金運用指図者以外の者が行うものと有限る。)は、次に掲げる事項を記載した申出書を連合会に提出することによって行うものとす。

七 令第三十五条第一号に規定する個人型掛金の額又は個人型年金運用指図者以外の者が行うものと有限る。)は、次に掲げる事項を記載した申出書を連合会に提出することによって行うものとす。

八 令第三十五条第一号に規定する個人型掛金の額又は個人型年金運用指図者以外の者が行うものと有限る。)は、次に掲げる事項を記載した申出書を連合会に提出することによって行うものとす。

九 令第三十五条第一号に規定する個人型掛金の額又は個人型年金運用指図者以外の者が行うものと有限る。)は、次に掲げる事項を記載した申出書を連合会に提出することによって行うものとす。

一〇 令第三十五条第一号に規定する個人型掛金の額又は個人型年金運用指図者以外の者が行うものと有限る。)は、次に掲げる事項を記載した申出書を連合会に提出することによって行うものとす。

一一 令第三十五条第一号に規定する個人型掛金の額又は個人型年金運用指図者以外の者が行うものと有限る。)は、次に掲げる事項を記載した申出書を連合会に提出することによって行うものとす。

一二 令第三十五条第一号に規定する個人型掛金の額又は個人型年金運用指図者以外の者が行うものと有限る。)は、次に掲げる事項を記載した申出書を連合会に提出することによって行うものとす。

一三 令第三十五条第一号に規定する個人型掛金の額又は個人型年金運用指図者以外の者が行うものと有限る。)は、次に掲げる事項を記載した申出書を連合会に提出することによって行うものとす。

一四 令第三十五条第一号に規定する個人型掛金の額又は個人型年金運用指図者以外の者が行うものと有限る。)は、次に掲げる事項を記載した申出書を連合会に提出することによって行うものとす。

るか、又は申出者が使用されている厚生年金適用事業所の事業主を介して納付するかのいずれかの方法をいう。以下同じ。)

ハ 六十歳以上の者にあつては、法第六十二条第二項各号に該当しない旨

イ 第四号イ及びロに掲げる事項

ロ 六十歳以上の者にあつては、法第六十二条第二項各号に該当しない旨

- 六 前各号に掲げるもののほか、個人型年金規約で定める事項

2 第一号被保険者、第三号被保険者又は国民年金法附則第五条第一項の規定による被保険者である個人型年金加入者は、第二号被保険者となつたときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した届出書を連合会に提出するものとする。

一 前項第一号から第三号までに掲げる事項

二 掛金納付の方法

三 六十歳以上の者にあっては、法第六十二条第二項各号に該当しない旨

四 前各号に掲げるもののほか、個人型年金規約で定める事項

一 第一号被保険者、第二号被保険者又は国民年金法附則第五条第一項の規定による被保険者である個人型年金加入者は、第三号被保険者となつたときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した届出書を連合会に提出するものとする。

一 前項第一号に掲げる事項

二 前号に掲げるもののほか、個人型年金規約で定める事項

4 第一号被保険者、第二号被保険者又は第三号被保険者である個人型年金加入者は、国民年金法附則第五条第一項の規定による被保険者となつたときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した届出書を連合会に提出するものとする。

一 第一項第一号から第五号までに掲げる事項

二 六十歳以上の者にあっては、法第六十二条第二項各号に該当しない旨

三 前二号に掲げるもののほか、個人型年金規約で定める事項

5 第二項の届出書（同項第一号に係るものに限る。）には、第三十九条第二項各号に掲げる書類を添付しなければならない。

（個人型年金加入者の付加保険料納付の届出等）

第四十九条 個人型年金加入者は、付加保険料を納付しようとする者又は付加保険料を納付することを終了しようとする者として機構に申し出たときは、十四日以内に、次に掲げる事項を記載した届出書を連合会に提出するものとする。

一 氏名、性別、住所、生年月日及び基礎年金番号

二 付加保険料を納付しようとする者又は付加保険料を納付することを終了しようとする者として機構に申し出たときは、その年月日

第五十一条 法第六十二条规定（个人型年金运用指図者の申出）

の規定による申

かに、次に掲げる事項を記載した届出書を連合会に提出するものとする。

等の保護上支障がないと認められるときは、電磁的方法又はマイクロフィルムによつて保存を

- | |
|--|
| 出（個人型年金運用指図者が行うものに限る。）は、次に掲げる個人型年金運用指図者の区分に応じ、当該各号に掲げる事項を記載した申出書を連合会に提出することによって行うものとする。 |
| 第一号被保険者である個人型年金運用指図者 |
| イ 氏名、性別、住所、生年月日及び基礎年金番号 |
| ロ 個人型年金加入者となろうとする年月日 |
| ハ 国民年金基金の加入員にあっては、国民年金基金の名称、加入員番号及び毎月の掛け金の額 |
| 二 付加保険料を納付する者として機構に申し出した場合にあっては、その旨 |
| ホ 投出期間の個人型年金加入者掛金の額 |
| ヘ イからホまでに掲げるもののほか、個人型年金規約で定める事項 |
| 三 第二号被保険者である個人型年金運用指図者 |
| イ 前号イ、ロ及びホに掲げる事項 |
| ロ 掛金納付の方法 |
| ハ 六十歳以上の者にあっては、法第六十二条第二項各号に該当しない旨 |
| ニ イからハまでに掲げるもののほか、個人型年金規約で定める事項 |
| 四 第三号被保険者である個人型年金運用指図者 |
| イ 第一号イ、ロ及びホに掲げる事項 |
| ロ イに掲げるもののほか、個人型年金規約で定める事項 |
| 五 企業型年金加入者が付加保険料を納付する者はなることを機構に申し出た者であるときは、その旨及び納付を開始し、又は終了した年月日 |
| 六 企業型年金加入者であつた者（個人型年金加入者等を除き、個人型年金に個人別管理資産がある者に限る。）の氏名、性別、住所、生年月日及び基礎年金番号並びに当該企業型年金加入者の資格を喪失した年月日及び連合会に資産が移換された年月日 |
| 七 個人型年金加入者等の個人型年金加入者掛け金及び中小事業主掛金に関する事項（掛け金納付の方法を含む。） |
| 八 第七十条第四項の規定により提供された記録の内容 |
| 二 勤続期間 |
| （個人型年金加入者等原簿） |
| 第五十五条 法第六十七条第一項の厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 |
| 一 氏名（氏名の変更にあっては、変更前及び変更後の氏名）、性別、住所（住所の変更にあっては、変更前及び変更後の住所）、生年月日及び基礎年金番号 |
| 二 氏名又は住所の変更の年月日 |
| （個人型年金加入者等原簿） |
| 第五十六条 法第六十七条第一項の厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 |
| 一 個人型年金加入者等の性別、生年月日及び基礎年金番号 |
| 二 個人型年金加入者の厚生年金保険又は国民年金の被保険者資格の種別 |
| 三 個人型年金加入者の資格の取得及び喪失の年月日又は個人型年金運用指図者の資格の取得及び喪失の年月日 |
| 四 個人型年金加入者が国民年金基金の加入員である場合にあっては、その旨及び資格の取得及び喪失の年月日 |
| 五 個人型年金加入者が付加保険料を納付する者はなることを機構に申し出た者であるときは、その旨及び納付を開始し、又は終了した年月日 |
| 六 企業型年金加入者等を除き、個人型年金に個人別管理資産がある者に限る。の氏名、性別、住所、生年月日及び基礎年金番号並びに当該企業型年金加入者の資格を喪失した年月日及び連合会に資産が移換された年月日 |
| 七 個人型年金加入者等の個人型年金加入者掛け金及び中小事業主掛金に関する事項（掛け金納付の方法を含む。） |
| 八 第七十条第四項の規定により提供された記録の内容 |
| 二 退職手当等の支払を受けた年月日 |
| 三 退職所得控除額 |
| 四 退職所得控除額 |
| （個人型年金運用指図者の氏名変更の届出等） |
| 第五十七条 個人型年金運用指図者は、その氏名又は住所に変更があつたときは、十四日以内に、次に掲げる事項を記載した届出書を連合会に提出するものとする。 |
| 一 氏名（氏名の変更にあっては、変更前及び変更後の氏名）、性別、住所（住所の変更にあっては、変更前及び変更後の住所）、生年月日及び基礎年金番号 |
| 二 退職手当等の種類 |
| 三 退職所得控除額 |
| 四 退職所得控除額 |

講じなければならぬ。

- （個人型年金加入者等の範囲）

第五十六条 法第六十七条第二項の厚生労働省令で定める事項は、当該個人型記録関連運営管理機関の行う記録関連業務に係る次に掲げる事項とする。

一 個人型年金加入者等の性別、生年月日及び基礎年金番号

二 個人型年金加入者の資格の取得及び喪失の年月日又は個人型年金運用指図者の資格の取得及び喪失の年月日

三 法第四章の規定により他の企業型年金又は個人型年金から個人別管理資産の移換が行われたことがあるときは、当該企業型年金又は個人型年金を実施する者の名称、住所並びにそれらの資格の取得及び喪失の年月日並びに当該資産の移換が行われた年月日、移換額、事業主への返還資産額その他移換に関する事項

四 過去に拠出された拠出期間ごとの個人型年金加入者掛金及び中小事業主掛金の額並びにこれらの総額の実績並びに中小事業主掛金を拠出した者の名称

五 個人型年金加入者等が行った運用の指図の内容（運用の指図の変更の内容を含む。）及び当該運用の指図を行った年月日（運用の指図の変更を行ったときは、その変更を行った年月日）

五の二 法第七十三条、第七十四条の三及び第八十二条の二並びに令第四十五条の六において読み替えて準用する法第二十五条の二の規定により個人型年金加入者等が指定運用方法を運用の方法とする運用の指図を行つたものとみなされたことがあるときは、当該指定運用方法の内容及び当該運用の指図を行つたものとみなされた年月日

六 法第七十三条において準用する法第二十七 条第一項の規定により個人型記録関連運営管 理機関が個人型年金加入者等に通知した個人 別管理資産額、運用の指図が行われていない 個人別管理資産の額及び運用の指図に係る運 用の契約ごとの持分に相当する額
七 次に掲げる期間の月数
イ 企業型年金加入者期間
ロ 企業型年金運用指図者期間
ハ 個人型年金加入者期間
ニ 個人型年金運用指図者期間
ホ イからニまでに掲げる期間以外の期間
八 個人型年金加入者等が受給権者となつたと き又は個人型年金加入者等の遺族に死亡一時 金が支給されたときは、給付（脱退一時金を 含む。）の内容、支給の方法及び支給の実績 (支給された年金又は一時金に係る徴収税額 を含む。)
九 法第七十三条において準用する法第四十一 条第一項ただし書の規定により個人型年金加 入者等が死亡一時金を受ける者を指定したと きは、その指定した者の氏名、性別、住所、 生年月日及び個人型年金加入者等との関係 十 個人型年金加入者等が個人別管理資産から 負担した事務費その他の費用の内容及びそれ を負担した年月日
十一 法第七十四条の二の規定により確定給付 企業年金若しくは企業年金運営会から脱退一 時金相当額等又は残余財産の移換が行われた ことがあるときは、脱退一時金相当額等又は 残余財産の移換が行われた年月日、移換額、 通算加入者等期間に算入された期間並びに当 該算入された期間の開始年月及び終了年月そ の他移換に関する事項
十二 法第七十四条の四第二項の規定によ り確定給付企業年金に個人別管理資産の移換 を行ったことがあるときは、その制度の種 別、個人別管理資産の移換を行った年月日、 移換した個人別管理資産額その他移換に関す る事項
十三 個人型年金加入者等が、第十一条第一項第 三号に掲げる者及び小規模企業共済契約者の 資格を有したことがあるときは、その資格の 種別並びに資格の取得及び喪失の年月日 があるとき（当該個人型年金加入者等に係る こと）

4	3	2	1
十五 第七十一条第四項の規定により提供された 記録の内容	一 個人型記録関連運営管理機関（個人型特定運 営機関を含む。以下この項及び次項におい て同じ。）は、次の各号に掲げる場合の区分に 応じ、少なくとも、当該各号に定める日まで、 各個人型年金加入者等に係る個人型年金加入者 等に関する帳簿（以下この条において「個人型 年金加入者等帳簿」という。）を保存するもの とする。ただし、前項第五号に掲げる事項につ いてはこの限りでない。	十四 第五十九条において準用する第二十二条の 二第六項の規定により提供された記録の 内容	二 勤続期間
十六 第七十一条第四項の規定により提供された 記録の内容	二 退職手当等の種類	五 個人型記録関連運営管理機関は、個人型年金 加入者等帳簿については、個人型年金加入者等 の保護上支障がないと認められるときは、電磁的 的方法又はマイクロフィルムによつて保存及び 引渡しを行うことができるものとする。	イ 退職手当等の支払を受けた年月日
十七 第七十一条第四項の規定により提供された 記録の内容	三 連合会移換者	六 個人型年金加入者等帳簿の内容が、電磁的方 法により記録され、当該記録が必要に応じ電子 計算機その他の機器を用いて直ちに表示される ことができるようにして備え置かれるときは、 当該記録の備置きをもつて法第六十七条第二項 の書類の備置きに代えることができる。この場 合において、個人型記録関連運営管理機関は、 当該記録が滅失し、又は損傷することを防止す るために必要な措置を講じなければならぬ。 (記録のみ有する者に係る記録の管理)	ロ 退職所得控除額
十八 第七十一条第四項の規定により提供された 記録の内容	四 連合会又は個人型記録関連運営管理機関で管 理されることとなつたときは、その旨を当該記 録のみ有する者に通知しなければならない。	七 第六十一条第一項各号又は前条第一項各号に掲 げる各号に掲げる者が同項の規定により記 録の管理を申し出る場合には、次の各号に掲 げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を 記載した届出書を連合会又は個人型記録関連運 営機関に提出するものとする。	ハ 退職所得控除額

5	6	5	4	3	2	1
十五 第七十一条第四項の規定により提供された 記録の内容	五 個人型記録関連運営管理機関は、個人型年金 加入者等帳簿については、個人型年金加入者等 の保護上支障がないと認められるときは、電磁的 的方法又はマイクロフィルムによつて保存及び 引渡しを行うことができるものとする。	六 個人型年金加入者等帳簿の内容が、電磁的方 法により記録され、当該記録が必要に応じ電子 計算機その他の機器を用いて直ちに表示される ことができるようにして備え置かれるときは、 当該記録の備置きをもつて法第六十七条第二項 の書類の備置きに代えることができる。この場 合において、個人型記録関連運営管理機関は、 当該記録が滅失し、又は損傷することを防止す るために必要な措置を講じなければならぬ。 (記録のみ有する者に係る記録の管理)	一 企業型年金の企業型年金加入者等であつ たときは、「行つたものとみなされた日」と読み替え るものとする。			
十六 第七十一条第四項の規定により提供された 記録の内容	三 連合会又は個人型記録関連運営管理機関で管 理されることとなつたときは、その旨を当該記 録のみ有する者に通知しなければならない。	二 連合会又は個人型記録関連運営管理機関は、 個人型記録関連運営管理機関で管 理されることとなつたときは、その旨を当該記 録のみ有する者に通知しなければならない。	二 連合会又は個人型記録関連運営管理機関は、 個人型記録関連運営管理機関で管 理されることとなつたときは、その旨を当該記 録のみ有する者に通知しなければならない。			
十七 第七十一条第四項の規定により提供された 記録の内容	四 連合会又は個人型記録関連運営管理機関で管 理されることとなつたときは、その旨を当該記 録のみ有する者に通知しなければならない。	三 連合会又は個人型記録関連運営管理機関で管 理されることとなつたときは、その旨を当該記 録のみ有する者に通知しなければならない。	三 連合会又は個人型記録関連運営管理機関で管 理されることとなつたときは、その旨を当該記 録のみ有する者に通知しなければならない。			
十八 第七十一条第四項の規定により提供された 記録の内容	五 連合会又は個人型記録関連運営管理機関で管 理されることとなつたときは、その旨を当該記 録のみ有する者に通知しなければならない。	四 連合会又は個人型記録関連運営管理機関で管 理されることとなつたときは、その旨を当該記 録のみ有する者に通知しなければならない。	四 連合会又は個人型記録関連運営管理機関で管 理されることとなつたときは、その旨を当該記 録のみ有する者に通知しなければならない。			

6	5	6	5	4	3	2	1
十七 第七十一条第四項の規定により提供された 記録の内容	五 連合会は、第一項の記録の管理に関する事項 について、個人型年金の個人型年金加入者等に 説明しなければならない。	一 企業型年金の企業型記録関連運営管理機関 等、連合会並びに個人型年金の個人型記録関連 運営管理機関及び個人型特定運営管理機関は、 第四項の規定による通知を行うため必要な行為 を行うときは、法令に別段の定めがある場合を 除き、速やかに、その行為を行うものとする。	一 企業型年金の企業型年金加入者等であつ たときは、「行つたものとみなされた日」と読み替え るものとする。				
十八 第七十一条第四項の規定により提供された 記録の内容	六 企業型年金の企業型記録関連運営管理機関 等、連合会並びに個人型年金の個人型記録関連 運営管理機関及び個人型特定運営管理機関は、 第四項の規定による通知を行うため必要な行為 を行うときは、法令に別段の定めがある場合を 除き、速やかに、その行為を行うものとする。	二 連合会又は個人型記録関連運営管理機関は、 個人型記録関連運営管理機関で管 理されることとなつたときは、その旨を当該記 録のみ有する者に通知しなければならない。	二 連合会又は個人型記録関連運営管理機関は、 個人型記録関連運営管理機関で管 理されることとなつたときは、その旨を当該記 録のみ有する者に通知しなければならない。				
十九 第七十一条第四項の規定により提供された 記録の内容	七 連合会又は個人型記録関連運営管理機関は、 個人型記録関連運営管理機関で管 理されることとなつたときは、その旨を当該記 録のみ有する者に通知しなければならない。	三 連合会又は個人型記録関連運営管理機関は、 個人型記録関連運営管理機関で管 理されることとなつたときは、その旨を当該記 録のみ有する者に通知しなければならない。	三 連合会又は個人型記録関連運営管理機関は、 個人型記録関連運営管理機関で管 理されることとなつたときは、その旨を当該記 録のみ有する者に通知しなければならない。				
二十 第七十一条第四項の規定により提供された 記録の内容	八 連合会又は個人型記録関連運営管理機関は、 個人型記録関連運営管理機関で管 理されることとなつたときは、その旨を当該記 録のみ有する者に通知しなければならない。	四 連合会又は個人型記録関連運営管理機関は、 個人型記録関連運営管理機関で管 理されることとなつたときは、その旨を当該記 録のみ有する者に通知しなければならない。	四 連合会又は個人型記録関連運営管理機関は、 個人型記録関連運営管理機関で管 理されることとなつたときは、その旨を当該記 録のみ有する者に通知しなければならない。				

るのと、「個人型記録関連運営管理機関に」と、「企業型年金規約」とあるのは「個人型年金規約」と、「企業型記録関連運営管理機関等が」とあるのは「個人型記録関連運営管理機関が」と、「企業型記録関連運営管理機関等は」とあるのは「個人型記録関連運営管理機関は」と、「企業型記録関連運営管理機関等以外」とあるのは「個人型記録関連運営管理機関以外」と、「第二十二条の三中「企業型年金加入者」とあるのは「個人型年金加入者又は個人型年金運用指図者」と、「企業型年金」とあるのは「(個人型年金)」と、「であった者」とあるのは「(又は個人型年金加入者であった者)」と読み替えるものとする。

第三十三条第二項の規定は法第七十四条の二第一項の規定により連合会が脱退一時金相当額等

人別管理資産の移換の申出にあつては、第五号に掲げる事項を除く。」とあるのは「次に掲げる事項」と、「又は企業年金連合会に提出する事務」とあるのは「に提出する」と、「企業型年金加入者であるのは「個人型年金加入者の」と読み替えるものとする。
(指定運用方法に係る特定期間の起算日に関する連合会の委託する事務)
第五十九条の二 法第七十三条、第七十四条の三及び第八十二条の二並びに令第四十五条の六において読み替えて準用する法第二十五条の二第一項第一号の厚生労働省令で定める事務は、第三十七条第一項第二号に掲げる事務とする。

は、当該厚生年金適用事業所の事業主に対し、次に掲げる事項を記載した書類の提出を求めることができる。

一 厚生年金適用事業所の事業主の名称及び住所並びに連絡先

二 当該申出をした者が法第七十条第二項の規定による納付をするときは、当該事業主に係る個人型年金加入者掛金の収納に関する事務を取り扱う金融機関の名称及びその預金口座の口座番号並びに当該金融機関に対する届出印

(企業型年金加入者に関する情報の提供)

第六十一条の二 事業主は、個人型年金規約の定めるところにより、毎月末日における次に掲げる企業型年金加入者に関する情報を当該月の翌月末日から起算して二営業日以内に、企業年金

く。」)と、同条第一項の表第四十一条の項中「評議員会」とあるのは、「確定拠出年金法(平成十三年法律第八十八号)第七十五条に規定する個人型年金規約策定委員会」とする。

法の規定により連合会の業務が行われる場合には、国民年金基金及び国民年金基金連合会の財務及び会計に関する省令(平成十三年厚生省令第九号)第八条第二項第六号中「その他」とあらわすのは、「確定拠出年金の個人型年金に関する事項その他」と、第十九条中「法」とあるのは、「法、確定拠出年金法(平成十三年法律第八十八号)」(この法律に基づく命令を含む。)」と、第二十条の表第一条第一項の項中「事業経理及び業務経理」とあるのは、「事業経理、業務経理及び確定拠出年金事業経理」と、同表第二条第二項の項中欄中「業務経理は、」とあるの

提出の請求)

四条（第一項第三号を除く。）から第二十四条までの項中「連合会が支給する年金及び一時金」とあるのは「連合会が支給する年金及び一時金（確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）の規定により連合会が支給するものを除

六 金道場管理機関として制定のものを指定し、又はその指定を変更することを勧めること。
個人型年金加入者等の個人に関する情報を適正に管理するために必要な措置を講じていないこと。

第六十二条 法の規定により連合会の業務が行われる場合等における国民年金基金規則等の適用)
(法の規定により連合会の業務が行われるものとする)

四 個人型年金加入者等に、運用の指図を連合会又は個人型年金加入者等以外の第三者に委託することを勧めること。
五 個人型年金加入者等に、当該個人型年金加入者等に係る運営管理業務を行う確定拠出年金

3 関連業務を委託している場合には、前項の規定による通知を委託を受けた企業型記録関連運営管理機関、企業年金連合会の順に経由して行うものとする。

三 個人型年金加入者等に、特定の運用の方法について指図を行うこと又は行わないことを勧めさせること。

六
前各号に掲げるもののほか、個人型年金加入者掛金の額が法第六十九条に規定する拠出限度額の範囲内にあることを確認するために必要な情報

運用関連業務を委託した確定拠出年金運営管理機関に、特定の運用の方法を個人型年金加入者等に対し提示せること。
二　運用関連業務を委託した確定拠出年金運営管理機関に、個人型年金加入者等に対して、

三 事業主掛金及び企業型年金加入者掛金の拠出の状況

四 令第十一条第一号に規定する他制度加入者への該当の有無

五 令第三十四条の二に規定する企業型年金加

(連合会のその他の行為準則)
第六十条　法第七十三条において準用する法第四
十三条第三項第二号の厚生労働省令で定める行
為は、次のとおりとする。
二 実施事業所の名称
一 基礎年金番号、性別及び生年月日

であることが判明した場合においては、同項の資格喪失者に係る記録関連業務を行う企業型記録関連運営管理機関等の指示に基づいて、当該企業型年金の資産管理機関は、速やかに、法第八十三条第一項の規定による個人別管理資産の移換及び法第八十四条第二項の規定による返還資産額の返還を行うものとする。

前項に規定する場合においては、企業型年金の企業型記録関連運営管理機関等は、個人型記録関連運営管理機関の指示があったときは、速やかに、第一項の資格喪失者の第十五条第一項各号に掲げる事項を当該個人型記録関連運営管理機関に通知するものとする。

(法第八十三条第一項の規定による資格喪失者に係る個人別管理資産の移換の手続等)

第六十六条 資格喪失者が企業型年金の企業型年金加入者の資格を喪失した日が属する月の翌月から起算して六ヶ月を経過してもなお法第五十四条の四、第五十四条の五、第八十条、第八十二条若しくは第八十三条(前条の規定による個人別管理資産の移換が行われる場合に限る)又は中小企业退職金共済法第三十一条の三の規定により当該資格喪失者の個人別管理資産が移換されない場合にあつては、当該企業型年金の資産管理機関は、当該資格喪失者に係る記録関連業務を行なう企業型記録関連運営管理機関等の指示に基づいて、速やかに、法第八十三条第一項の規定による個人別管理資産の移換及び法第八十四条第二項の規定による返還資産額の返還を行ふものとする。

企業型年金の企業型記録関連運営管理機関等は、前項の規定により個人別管理資産の移換を行つた者があるときは、速やかに、当該資格喪失者の第十五条第一項各号に掲げる事項を個人型特定運営管理機関に通知するものとする。

(連合会移換者の氏名変更の届出等)

第六十六条の二 連合会移換者は、その氏名又は住所に変更があつたときは、十四日以内に、次に掲げる事項を記載した届出書を個人型特定運営管理機関に提出するものとする。

一 氏名(氏名の変更にあつては、変更前及び変更後の氏名)、性別、住所(住所の変更について、あつては、変更前及び変更後の住所)、生年月日及び基礎年金番号

二 氏名又は住所の変更の年月日

(法第八十三条第三項の規定による公告)

第六十六条の三 法第八十三条第三項の規定によると告は、官報への掲載、インターネットの利

(個人別管理資産の移換に関する事項の説明義務)

第六十六条の四 企業型年金の企業型記録関連運営管理機関等は、令第四十六条の二第二項の規定による説明を定期的に行うものとする。

2 連合会は、令第四十六条の二第三項の規定による説明を定期的に行うものとする。

(連合会が個人別管理資産の移換に関する事項について説明しなければならない者の対象外)

第六十六条の五 令第四十六条の二第三項の厚生労働省令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 個人型年金に個人別管理資産がなくなりた者

二 所在が明らかでない者

三 令第四十六条の二第三項の規定による説明を受けることを拒んだ者

(個人別管理資産の移換に係る行為に関する通則)

第六十七条 企業型年金の企業型記録関連運営管理機関等及び資産管理機関、連合会並びに個人型年金の個人型記録関連運営管理機関及び個人型特定運営管理機関は、法第八十条、第八十二条及び第八十三条の規定による個人別管理資産の移換、法第八十四条の規定による返還資産額の返還並びに第六十三条第三項、第六十四条第三項及び第四項、第六十五条第四項並びに第六十六条第二項の規定による通知を行うため必要な行為を行なうときは、法令に別段の定めがある場合を除き、速やかに、その行為を行うものとする。

第四章 雜則

(資料の提供)

第六十八条 法第一百十一条の厚生労働省令で定める資料は、次のとおりとする。

一 厚生年金保険又は国民年金の被保険者の資格に関する資料

二 第一号被保険者である個人型年金加入者等に係る国民年金法第八十七条の保険料及び附加保険料の納付に関する資料

三 令第三十四条の三各号に掲げる給付に関する資料

四 国民年金法による老齢基礎年金及び厚生年金保険法による老齢厚生年金に関する資料(第三号に掲げる資料を除く)。

(死亡の届出)

第六十九条 法第一百十三条の規定による届出は、

業型年金運用指図者であつて当該企業型年金に個人別管理資産があるものが死亡した場合については、当該企業型年金の企業型記録関連運営管理機関等に提出することによつて行うものとする。

一 氏名、性別、住所及び生年月日

二 基礎年金番号

三 死亡年月日

2 前項の届出書には、企業型年金運用指図者、個人型年金加入者、個人型年金運用指図者又は連合会移換者（当該企業型年金又は個人型年金に個人別管理資産がある者に限る。）の死亡についての証明書を添付しなければならない。

3 企業型年金加入者であつた者であつて、その個人別管理資産が法第八十条から八十三条までの規定により移換されなかつたもの（当該企業型年金の企業型年金運用指図者を除く。以下この項において「移換待機者」という。）が死亡したときは、戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）の規定による死亡の届出義務者は、十日以内に、その旨を当該企業型年金の企業型記録関連運営管理機関等に届け出なければならない。この場合において、移換待機者の死亡の届出については、前二項の規定を準用する。

（脱退一時金の支給の請求等）

第六十九条の二 法附則第二条の二の規定による
脱退一時金の支給の請求は、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を企業型記録関連運営管理機関等に提出することによつて行うものとする。

一 氏名、性別、住所、生年月日及び基礎年金番号

二 前号に掲げるもののほか、企業型年金規約で定める事項

前項の請求書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 戸籍の謄本若しくは抄本又は生年月日に關する市町村長の証明書その他の生年月日を証する書類

二 法附則第二条の二第一項第二号に該当しない企業型年金加入者であつた者が、同条の規定による脱退一時金の支給の請求をする場合にあつては、法附則第三条第一項第三号及び第四号のいずれにも該当することを証する書類

法附則第二条の二第一項の規定による脱退一

管理機関等は、次の各号に掲げる当該企業型記録関連運営管理機関等、当該請求者の氏名並びに当該者に係る第十五条第一項第一号、第二号、第三号（法第四章の規定により個人別管理資産の移換が行われた他の企業型年金又は個人型年金の資格の取得及び喪失の年月日に係る部分に限る。）、第四号（過去に拠出された拠出期間ごとの事業主掛金及び企業型年金加入者掛金の有無に係る部分に限る。）、第七号、第八号（障害給付金の受給権の有無に係る部分に限る。）及び第十一号（資産又は脱退一時金相当額等の移換が行われた年月日、通算加入者等期間に算入された期間並びに当該算入された期間の開始年月及び終了年月に係る部分に限る。）に掲げる事項並びに令第五十九条第一項又は第六十条第二項の規定に基づき算定した個人別管理資産額その他当該脱退一時金の裁定に必要な記録に関する事項

2 1 この省令は、公布の日から施行する。
規則（以下「新規則」という。）第十六条の二第一項の規定は、確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）第二十一一条第一項の規定により同法第二十二条の二第一項の規定によりこの省令の施行の日の属する月の前月の末日までに納付するものとされていた事業主掛金についても適用し、新規則第十六条の二第二項の規定は、同法第二十二条の二第一項の規定により同日までに納付するものとされたいた企業型年金加入者掛金についても適用する。

附 則 （平成二八年一〇月五日厚生労働省令第一五九号）

（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十九年一月一日から施行し、第四条の規定による改正後の国民年金基金及び国民年金基金連合会の財務及び会計に関する省令第八条及び第十二条（これらの規定を同令第二十条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定は、国民年金基金又は国民年金基金連合会の平成二十九年度の予算から適用する。ただし、附則第五条の規定は、この省令の公布の日から施行する。

（企業型年金加入者等原簿及び個人型年金加入者等原簿の作成及び保存に係る経過措置）

第二条 改正後確定拠出年金法施行規則第十五条第一項第十一号及び第五十六条第一項第十一号並びに第二条の規定による改正後の公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等及び経過措置に関する省令（平成二十六年厚生労働省令第二十号）第十七条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされ、同項の規定により読み替えて適用する同令第三条の規定による改正前の確定拠出年金法施行規則第十五条第一項第十二号及び第五十六条第一項第十二号の規定は、平成三十年一月一日以後に行われる法第五十四条（公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第五条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による資産の移換又は法第五十四条の二（同項及び同法附則第三十八条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）若しくは第七十四条の二（同法附則第五条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）

規定による脱退一時金相当額等の移換について適用する。（加入者等への通知事項に係る経過措置）

第三条 改正後確定拠出年金法施行規則第二十一一条第一項（第十号に係る部分に限る。）の規定は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）から起算して一年を経過する日までの間は、適用しない。

（老齢給付金の裁定の請求等に係る経過措置）

第四条 改正後確定拠出年金法施行規則第二十二条の二第三項及び第四項の規定（改正後確定拠出年金法施行規則第五十九条において準用する場合を含む。）は、施行日から起算して一年を経過する日までの間は、適用しない。この場合において、企業型年金加入者であった者（二以上上の記録関連運営管理機関等（企業型記録関連運営管理機関等又は個人型記録関連運営管理機関をいう。以下同じ。）又は連合会において法第三十三条第一項の通算加入者等期間の算定の基礎となる期間を有する者であつて、同項各号に掲げるもののうち、当該請求を受けた企業型記録関連運営管理機関等が有する同項の通算加入者等期間の算定の基礎となる期間が当該各号に定める年数又は月数未満であるものに限る。以下この条において同じ。）は、老齢給付金の支給を請求する企業型記録関連運営管理機関等以外の記録関連運営管理機関等又は連合会が発行した加入者等期間証明書を、老齢給付金の支給を請求する企業型記録関連運営管理機関等に提出するものとする。

二 前項の加入者等期間証明書には、次の各号に掲げる当該老齢給付金の支給の請求を受けた企業型記録関連運営管理機関等以外の記録関連運営管理機関等又は連合会が発行する場合に応じ、当該各号に掲げる事項を記載するものとする。

三 当該請求者に係る記録関連業務を行う企業型記録関連運営管理機関等（当該請求者の氏名並びに当該者に係る改正後確定拠出年金法施行規則第十五条第一項第一号、第二号、第三号（法第四章の規定により個人別管理資産の移換が行われた他の企業型年金又は個人型年金の資格の取得及び喪失の年月日部分に限り）、第七号、第八号（法附則第二条の二及び第三条の規定による脱退一時金を支給した年月日の部分に限る。））から起算して一年を経過する日までの間は、適用しない。

（老齢給付金の裁定の請求等に係る経過措置）

第四条 改正後確定拠出年金法施行規則第二十二条の二第三項及び第四項の規定（改正後確定拠出年金法施行規則第五十九条において準用する場合を含む。）は、施行日から起算して一年を経過する日までの間は、適用しない。

（老齢給付金の裁定の請求等に係る経過措置）

第五条 確定拠出年金法等の一部を改正する法律第二条の規定による改正後の確定拠出年金法第二号、第三号（法第四章の規定により個人別管理資産の移換が行われた他の企業型年金又は個人型年金の資格の取得及び喪失の年月日部分に限る。）、第七号、第八号（法附則第二号、第三号（法第四章の規定により個人別管理資産の移換が行われた他の企業型年金又は個人型年金の資格の取得及び喪失の年月日部分に限る。）から起算して一年を経過する日までの間は、適用しない。

二 当該請求者に係る記録関連業務を行う個人型記録関連運営管理機関又は連合会、当該請求者の氏名並びに当該者に係る改正後確定拠出年金法施行規則第五十六条第一項第一号、第二号、第三号（法第四章の規定により個人別管理資産の移換が行われた他の企業型年金又は個人型年金の資格の取得及び喪失の年月日部分に限る。）から起算して一年を経過する日までの間は、適用しない。

（老齢給付金の裁定の請求等に係る経過措置）

第六条 改正後確定拠出年金法施行規則第五十六条第一項（第十号に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る報告書について適用し、同日前に終了した事業年度に係る報告書については、なお従前の例によることとする。

（老齢給付金の裁定の請求等に係る経過措置）

第七条 改正後確定拠出年金法施行規則第五十六条第一項（第十号に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る報告書について適用し、同日前に終了した事業年度に係る報告書については、なお従前の例によることとする。

（老齢給付金の裁定の請求等に係る経過措置）

第八条 改正後確定拠出年金法施行規則第五十六条第一項（第十号に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る報告書について適用し、同日前に終了した事業年度に係る報告書については、なお従前の例によることとする。

（老齢給付金の裁定の請求等に係る経過措置）

第九条 改正後確定拠出年金法施行規則第五十六条第一項（第十号に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る報告書について適用し、同日前に終了した事業年度に係る報告書については、なお従前の例によることとする。

（老齢給付金の裁定の請求等に係る経過措置）

第十条 改正後確定拠出年金法施行規則第五十六条第一項（第十号に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る報告書について適用し、同日前に終了した事業年度に係る報告書については、なお従前の例によることとする。

（老齢給付金の裁定の請求等に係る経過措置）

第十一条 この省令は、確定拠出年金法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第六十六号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（平

日、通算加入者等期間に算入された期間並びに当該算入された期間の開始年月及び終了年月の部分に限る。）及び第十七号に掲げる事項その他当該老齢給付金の裁定に必要な記録に関する事項

等が」とあるのは「個人型記録関連運営管理機関」と、「企業型記録関連運営管理機関等以外」とあるのは「個人型記録関連運営管理機関等に」とあるのは「個人型記録関連運営管理機関等と、第三項中「企業型年金加入者」とあるのは「個人型記録関連運営管理機関等以外」とあるのは「個人型年金加入者」と、前項中「附則第四条第三項」とあるのは「附則第四条第三項」とあるのは「附則第四条第五項において読み替えられた同条第三項」とする。

（個人型年金加入者の申出に係る経過措置）

第五条 確定拠出年金法等の一部を改正する法律第二条の規定による改正後の確定拠出年金法第二号、第三号（法第四章の規定により個人別管理資産の移換が行われた他の企業型年金又は個人型年金の資格の取得及び喪失の年月日部分に限る。）、第七号、第八号（法附則第二号、第三号（法第四章の規定により個人別管理資産の移換が行われた他の企業型年金又は個人型年金の資格の取得及び喪失の年月日部分に限る。）から起算して一年を経過する日までの間は、適用しない。

二 当該請求者に係る記録関連業務を行う個人型記録関連運営管理機関又は連合会、当該請求者の氏名並びに当該者に係る改正後確定拠出年金法施行規則第五十六条第一項第一号、第二号、第三号（法第四章の規定により個人別管理資産の移換が行われた他の企業型年金又は個人型年金の資格の取得及び喪失の年月日部分に限る。）から起算して一年を経過する日までの間は、適用しない。

（個人型年金加入者の申出に係る経過措置）

第六条 改正後確定拠出年金法施行規則第五十六条第一項（第十号に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る報告書について適用し、同日前に終了した事業年度に係る報告書については、なお従前の例によることとする。

（個人型年金加入者の申出に係る経過措置）

第七条 改正後確定拠出年金法施行規則第五十六条第一項（第十号に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る報告書について適用し、同日前に終了した事業年度に係る報告書については、なお従前の例によることとする。

（個人型年金加入者の申出に係る経過措置）

第八条 改正後確定拠出年金法施行規則第五十六条第一項（第十号に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る報告書について適用し、同日前に終了した事業年度に係る報告書については、なお従前の例によることとする。

（個人型年金加入者の申出に係る経過措置）

第九条 改正後確定拠出年金法施行規則第五十六条第一項（第十号に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る報告書について適用し、同日前に終了した事業年度に係る報告書については、なお従前の例によることとする。

（個人型年金加入者の申出に係る経過措置）

第十条 改正後確定拠出年金法施行規則第五十六条第一項（第十号に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る報告書について適用し、同日前に終了した事業年度に係る報告書については、なお従前の例によることとする。

（個人型年金加入者の申出に係る経過措置）

第十一条 この省令は、確定拠出年金法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第六十六号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（平

日、通算加入者等期間に算入された期間並びに当該算入された期間の開始年月及び終了年月の部分に限る。）及び第十八号に掲げる事項その他当該老齢給付金の裁定に必要な記録に関する事項

等が」とあるのは「個人型記録関連運営管理機関」と、「企業型記録関連運営管理機関等以外」とあるのは「個人型記録関連運営管理機関等に」とあるのは「個人型記録関連運営管理機関等と、第三項中「企業型年金加入者」とあるのは「個人型年金加入者」と、前項中「附則第四条第三項」とあるのは「附則第四条第五項において読み替えられた同条第三項」とする。

株式第一号（第三条第一項第一号関係）

株式第一号（第三条第一項第一号関係）	年 月 日
(事業主)の名前	
会員組合の名前及び当該会員組合を代表する者の氏名 又は第一号厚生年金被保険者の過半数を代表する者の氏名	
同 意 書	
確定拠出年金法の規定に基づく企業型年金被保険者の同意に同意し、およびて、企業型年金規約の内容に同意する。	
(A) 第 4 頁	

株式第二号（第六条第一項第一号関係）

株式第二号（第六条第一項第一号関係）	年 月 日
(事業主)の名前	
会員組合の名前及び当該会員組合を代表する者の氏名 又は第一号厚生年金被保険者の過半数を代表する者の氏名	
同 意 書	
確定拠出年金法の規定に基づく企業型年金規約の変更及び 厚生年金規約に同意する。	
(A) 第 4 頁	

株式第三号（第七条第一項関係）

株式第三号（第七条第一項関係）	年 月 日
(事業主)の名前	
会員組合の名前及び当該会員組合を代表する者の氏名 又は第一号厚生年金被保険者の過半数を代表する者の氏名	
同 意 書	
確定拠出年金法の規定に基づく企業型年金規約の変更及び 厚生年金規約に同意する。	
(A) 第 4 頁	

株式第四号（第二十五条関係）

株式第四号（第二十五条関係）	年 月 日
(事業者)の名前	
会員組合の名前及び当該会員組合を代表する者の氏名 又は第一号厚生年金被保険者の過半数を代表する者の氏名	
同 意 書	
確定拠出年金法の規定に基づく企業型年金の終了及び 厚生年金規約に対する承認する。	
(A) 第 4 頁	

3. 営利性社團或公司新設立(或以變更之名義)於本公司內設立辦事處、營業據點或委託人等情形						
申請者姓名	企業型態	新設立或加入年數	經營管理層級	設立地點	外國人民	非外國人民
全額資本金投入者 或主要經營人及總經理 或總經理委員會成員	人	人	員	門牌	是	否
半額資本金投入者 或主要經營人及總經理 或總經理委員會成員	人	人	員	門牌	是	否
少額資本金投入者 或主要經營人及總經理 或總經理委員會成員	人	人	員	門牌	是	否
合計	27					
合計	多額資本金投入者 或主要經營人及總經理 或總經理委員會成員	人	員	門牌	是	否
	少額資本金投入者 或主要經營人及總經理 或總經理委員會成員	人	員	門牌	是	否
	合計	21			-	-

（該款2条第2項第1号に於ける算出の取扱い）																			
5. 事業会員が新規会員登録を行った際に記入した実績をもとに算出をされた会員型新規会員登録者等が行った譲渡の割合（該款2条第2項第1号に於ける算出の取扱い）																			
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">譲渡実績割合への割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">会員型会員登録者</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"> 男</td> <td style="text-align: center;">件</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"> 女</td> <td style="text-align: center;">件</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"> 計</td> <td style="text-align: center;">件</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">会員型会員登録回数</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"> 男</td> <td style="text-align: center;">件</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"> 女</td> <td style="text-align: center;">件</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"> 計</td> <td style="text-align: center;">件</td> </tr> </tbody> </table>		譲渡実績割合への割合		会員型会員登録者		男	件	女	件	計	件	会員型会員登録回数		男	件	女	件	計	件
譲渡実績割合への割合																			
会員型会員登録者																			
男	件																		
女	件																		
計	件																		
会員型会員登録回数																			
男	件																		
女	件																		
計	件																		
<small>（備考）当該算出率を以下の実績を基に算出したことを。）</small>																			

問1. お住まいの地域で「まちづくり」の取り組みがある 場合は、その取り組み内容を教えてください。	答1. まちづくりに取り組んでいた場合は、該当する項目を複数選択して下さい。		
	<input type="checkbox"/> A 地域活性化	<input type="checkbox"/> B 地域防災	<input type="checkbox"/> C 地域福祉
問2. 下記のうち、お住まいの地域で「まちづくり」が取り組んでいない場合は、各項目に適切な数字を記入して下さい。また、該当する項目が複数ある場合は、各項目について記入下さい。			
1. まちづくりの取り組みがない理由	□		
(1) まちづくりの取り組みに対する理解度	□	□	□
(2) まちづくりの取り組みに対する支持度	□	□	□
(3) まちづくりの取り組みに対する実感度	□	□	□
問3. お住まいの地域で「まちづくり」の取り組みがある場合は、該当する項目を複数選択して下さい。			
1. まちづくりの取り組みがある理由	□		
(1) まちづくりの取り組みに対する理解度	□	□	□
(2) まちづくりの取り組みに対する支持度	□	□	□
(3) まちづくりの取り組みに対する実感度	□	□	□
問4. お住まいの地域で「まちづくり」の取り組みがある場合は、該当する項目を複数選択して下さい。			
1. まちづくりの取り組みがある理由	□		
(1) まちづくりの取り組みに対する理解度	□	□	□
(2) まちづくりの取り組みに対する支持度	□	□	□
(3) まちづくりの取り組みに対する実感度	□	□	□

年会費 又は年間会員登録料 (税込)	会員登録料 (税込)	加入者 登録料		年会費等 の支払額 (税込)
		11月～ 3月(8,000円)	4月～10月(1 3,000円)	
事 業	～5,000円			
医 療	5,001円～13,000円			
教 育	13,001円～15,000円			
社 会	15,001円～25,000円			
理 事	25,001円～35,000円			
企 業	35,001円～27,500円			

17.個人的経営の専門性の評定				
17.個人的経営の専門性の評定				
	企画型企全	個人型企全	両者計合企全	中止・休業企全
A企画実現率				
B企画実現率				
C企画実現率				
・				
個人型マップ				
個人型マップ				
個人型マップ				
・				

(備考) 事業実行に際しては、複数の専門性の評定を記載すること。

(2) 他の企業年金等との併存実績		企業型 年金	個人型 年金	相手年金 会員	確定給付 年金会員
入会型年金					
貯蓄型年金					
C型年金					
個人型LP					
個人型LP					
個人型LP					
⋮					

ない。

(備考)

1. 「第一号厚生年金被保険者」とは、法第46条の2第1項に規定する第一号厚生年金被保険者をいう。
2. 「厚生(支)局長」は、厚生年金通用事業所の事業主の主たる事務所の所在地を管轄する

様式第九号（第二十八条関係）

様式第十号（第五十六条の六第二項第一号、第三項関係）

様式第十一号(第五十六条の六第二項第一号関係)

年 月 日
(事業主名) 聞
会議組合の名称及び当該会議組合を代表する者の氏名 又は第一号厚生年金被保険者の被保険者を代表する者の氏名
因 素 書
確定拠出年金法の規定に基づく中小事業主年金を提出すること及び中小事業主年金の額の決定に同意します。
(捺印)
「第一号厚生年金被保険者」とは、法第66条の2第1項に規定する第一号厚生年金被保険者をいいます。

様式第十二号(第五十六条の六第二項第二号関係)

年 月 日
(事業主名) 聞
会議組合の名称及び当該会議組合を代表する者の氏名 又は第一号厚生年金被保険者の被保険者を代表する者の氏名
因 素 書
確定拠出年金法の規定に基づく中小事業主年金の対象となる者の資格を定めることに同意します。
(捺印)
「第一号厚生年金被保険者」とは、法第66条の2第1項に規定する第一号厚生年金被保険者をいいます。

様式第十二号(第五十六条の七第二項第一号関係)

年 月 日
(事業主名) 聞
会議組合の名称及び当該会議組合を代表する者の氏名 又は第一号厚生年金被保険者の被保険者を代表する者の氏名
因 素 書
確定拠出年金法の規定に基づく中小事業主年金の額の変更に同意します。
(捺印)
「第一号厚生年金被保険者」とは、法第66条の2第1項に規定する第一号厚生年金被保険者をいいます。

様式第十二号(第五十六条の七第三項第一号関係)

年 月 日
(事業主名) 聞
会議組合の名称及び当該会議組合を代表する者の氏名 又は第一号厚生年金被保険者の被保険者を代表する者の氏名
因 素 書
確定拠出年金法の規定に基づく中小事業主年金を提出しないことをすることに同意します。
(捺印)
「第一号厚生年金被保険者」とは、法第66条の2第1項に規定する第一号厚生年金被保険者をいいます。

株式第十五号（第五十六条の六第二項第四号、第五十六条の七第二項第三号及び第三項第二号関係）

株式第十五号（第五十六条の六第二項第四号、第五十六条の七第二項第三号及び第三項第二号関係）

労働組合の規約について	
年 月 日 現在の規約は以下のとおりです。	
1. 第一厚生年金被保険者名 2. 第二厚生年金被保険者名 3. 第三厚生年金被保険者名 4. 第四厚生年金被保険者名	
上記のとおり記載したこととを証明します。 年 月 日 原主（契約員） 印 国民年金被保険会員登録 所在地 被保険者名 (印判)	

(略号)
1. 「第一厚生年金被保険者」とは、法第66条の2第1項に規定する第一厚生年金被保険者をいいます。
2. 「原主（契約員）」は、現主が運営事業者の事業上の立ち替り者である場合を除くものとします。

株式第十六号（第五十六条の六第二項第四号、第五十六条の七第二項第三号及び第三項第二号関係）

第一項 被保険者の者が当該会員登録事務所の代理人をかき替えられたる者として、当該登録された者であることを証明します。	
1. 所 員 2. 役 業 3. 住 所 4. 職 業 5. 職務方名	
上記のとおり記載したこととを証明します。 年 月 日 原主（契約員） 印 国民年金被保険会員登録 所在地 被保険者名 (印判)	

(略号)
1. 「第一厚生年金被保険者」とは、法第66条の2第1項に規定する第一厚生年金被保険者をいいます。
2. 「原主（契約員）」は、現主が運営事業者の事業上の立ち替り者である場合を除くものとします。

株式第十六号（第五十六条の六第二項第四号、第五十六条の七第二項第三号及び第三項第二号関係）